

◆ 産廃エキスパート ◆ 産廃プロフェッショナル 優良性基準適合認定制度 申請説明会

申請及び審査体制の概要

—合同開催—

東京都環境局

八王子市

(一社) 東京都産業資源循環協会

(公財) 東京都環境公社

第三者評価制度の概要

産業廃棄物処理事業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行なっている優良な事業者を、東京都から第三者評価機関として指定されている公益財団法人東京都環境公社が評価・認定する制度です。

第三者評価制度の目的

- ① 排出事業者に信頼できる処理事業者情報の提供
- ② 優良な処理事業者の育成と適正処理の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展

制度の特徴

○処理業者の事業内容や取組状況に応じた2つの認定区分



審査について

○審査方法

- ①書面審査 納税、財務諸表、情報公開 等
- ②現地審査 経営者面談、労働安全衛生 等

○認定基準

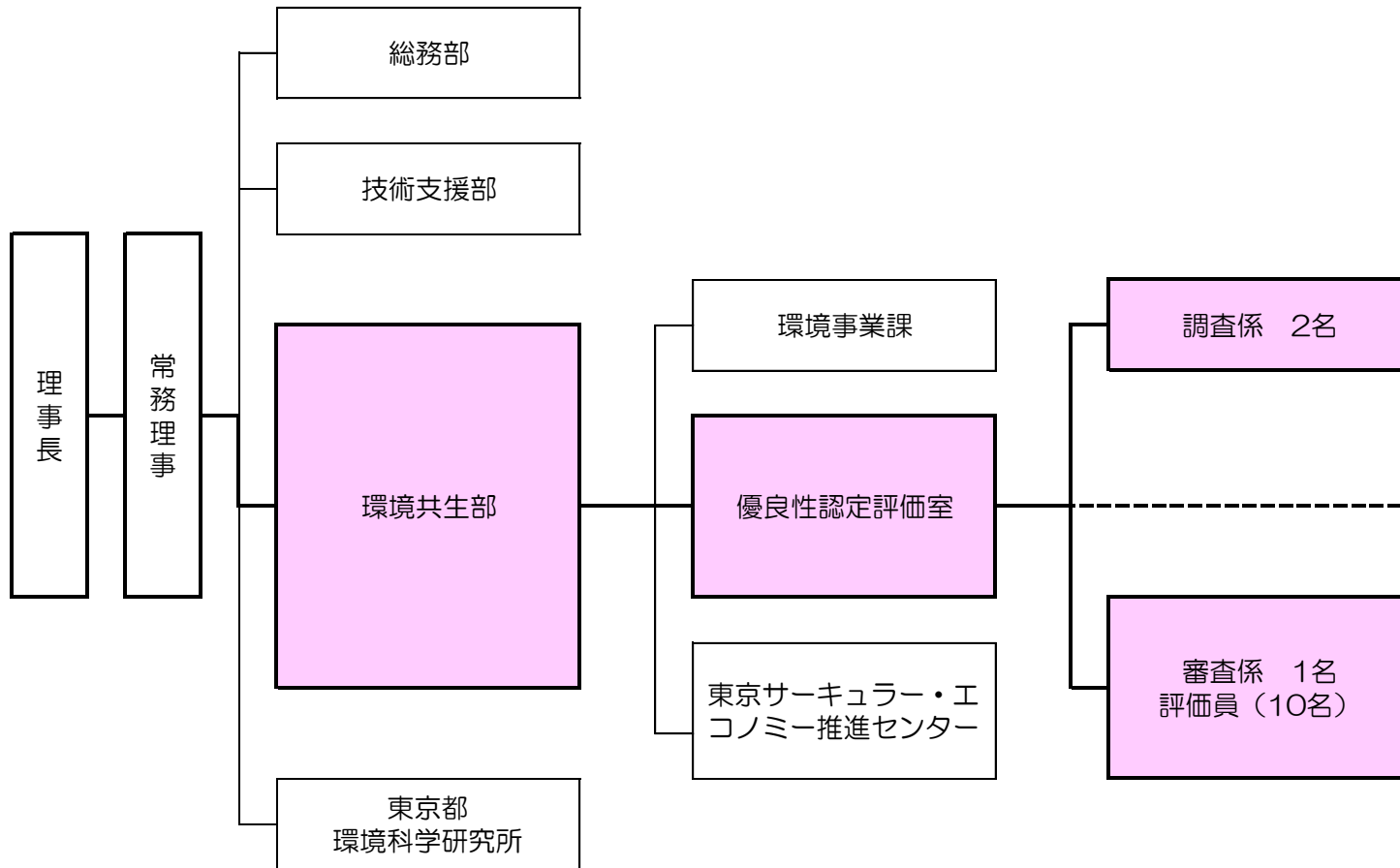
区分	遵法性	安定性	先進的な取組		専門性 (感染性廃棄物)
産廃エキスパート	全項目 必須 (100%)	80%以上 <u>(一部必須)</u>	60%以上	+	全項目 必須 (100%)
産廃プロフェッショナル		70%以上	—		

○更新期間

- (新規)2年後の年度末まで
- (更新)3年後の年度末まで

優良性基準適合認定制度事業に係る組織体制図

公益財団法人 東京都環境公社（組織）

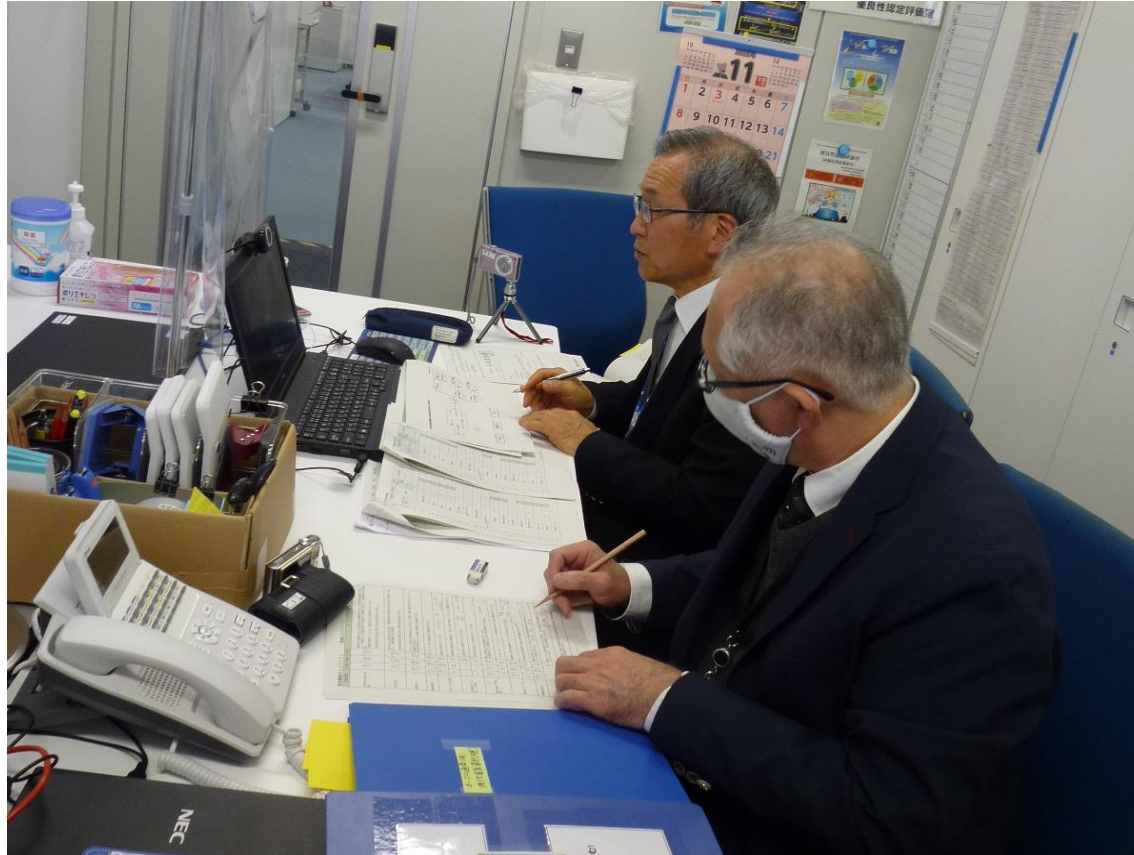


有識者、実務経験者等5名で、公社組織から独立。
評価員の審査結果を公平・客観的に判定。

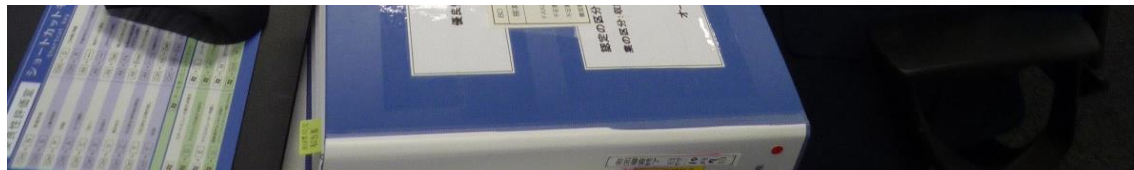
評価委員会（5名）		
有識者	廃棄物処理	学識経験者
	資源循環	
	法律・経済	公認会計士 税理士等
経験者 実務	廃棄物処理	廃棄物処理行政実務経験者
		排出事業者

情報セキュリティを考慮し、少人数、他部門とは一線を画している。

書面審査風景



公平を期すために、複数の評価員で慎重に審査を行っております。



現地審査風景



経営層の方より経営理念をお伺いしております。

評価委員会風景



12月上旬に開催

公平・中立を保ち、厳正、慎重に認定を行っています。

認定業者のPRについて

- 認定業者になると
 - 東京都、八王子市及び公社のホームページに掲載
 - 東京都の許可業者検索ページで上位に表示
- 各種PR
 - 排出事業者に本制度の活用と認定事業者を紹介するリーフレットを作成配布

認定を取得した事業者様の声

- ・営業時にアピール
- ・他社との差別化
- ・申請を通じて企業体質を強化
- ・従業員のモチベーションアップ
- ・顧客からの信頼を獲得

